

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 本事業は、本県が観光地として今後も選ばれ続けるため、中京圏、首都圏、関西圏の大都市圏を中心に、観光展を継続的に実施し、本県の魅力を直接的に消費者へPRすることで、誘客の促進及び観光消費額の増大を図るものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本事業において、本県の観光PRのための観光展を実施するに当たっては、本県の観光に精通し、大都市圏のターゲットに合わせた確に本県の魅力をPRすることが必要である。また、観光展を実施する時期や場所、PR手法によって効果に大きく差が出るため、費用対効果、事業効果を勘案して実施内容を決定することが求められる。 このため、単なる価格競争とするのではなく、具体的な提案に基づき、実施計画の有効性、集客効果の高い実施場所の確保やPRスキルの有無などを総合的に判断して事業を遂行する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 令和8年3月25日に開催した「観光PR出展業務委託プロポーザル評価会議」の結果、各構成員の評価点の合計が基準点（180／300点）を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も高かった株式会社日本旅行 岐阜支店を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。